

鳴門市新庁舎建設基本計画策定業務のプロポーザルに係る質問内容とその回答

鳴門市役所 企画総務部 総務課
平成30年1月23日 更新

項目	質問内容	回答
実施要領	参加申請をするにあたり共同企業体(JV)でも参加可能ですか。	実施要領2の参加資格要件(2)において、『平成29年度鳴門市建設工事等一般競争入札(指名競争入札)参加資格業者名簿において、測量・建設コンサルタント等の「建築一般」又は「都市計画及び地方計画」の業種に登録されていること。』を条件としており、当該条件を満たさない共同企業体(JV)の参加は認めておりません。
業務実績調書【様式3】	添付資料で、各業務を受注したことを証明する書類として、一般財団法人日本建設情報総合センター(テクリス)の登録業務でも可能ですか。	一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する業務実績情報システム(テクリス)の写しについても、各業務を受注したことを証明する書類として認めることとします。
配置予定技術者調書【様式5】	配置予定技術者調書の⑥手持業務の状況は、審査対象となりますか。	提案参加者から提出された資料については、すべて審査会に提出することとしておりますが、個別の審査基準については、実施要領6(1)の審査方法に示すとおりです。
仕様書	会議等の運営・支援業務について、 ・庁舎会議への出席で月2回、12回程度とあるが、参加メンバーの選定、会議内容は想定されていいますか。 ・有識者会議への出席メンバーは決まっていますか。会議場所、礼金、交通費は予算に含まれていますか。	庁内会議のメンバーは既に決定し、これまでも会議を数回開催しております。会議内容を含め、今後の会議の進行等については、受託者との契約締結後に協議を行い、決定する予定としております。 有識者会議のメンバーは未定ですが、今後、委嘱に向けた検討を行う予定です。また、有識者会議の会議場所は、原則、市役所本庁舎としており、礼金及び交通費については、本業務に係る費用とは別に予算措置を行う予定です。